給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第１００３９号

神奈川県横浜市港北区大豆戸町1022―１
再生債務者　大胡　喜明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第２号

京都府舞鶴市字福来637番地18
再生債務者　岩尾　恒
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月17日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２４年（再口）第１４号

京都市右京区太秦野元町14番地の２　野元ハイツ101
再生債務者　宮田　和美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再口）第３号

兵庫県川西市緑が丘２丁目７番７号
再生債務者　橋本　修
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月16日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再口）第２号

広島県呉市安浦町安登東６丁目10番10号
再生債務者　小竹真由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月17日　広島地方裁判所呉支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　一九三頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十日
掲載頁　五十六頁（号外第一五〇号）
平成二十五年一月二十八日
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一
（甲）株式会社トヨタユーゼック
代表取締役　向井　英夫
埼玉県狭山市新狭山二丁目二〇番の一
（乙）トヨタＵ―Ｃａｒセールスクリエイト株式会社
代表取締役　笈本　憲司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙・丙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月二十五日
掲載頁　一二二頁（号外第二三二号）
平成二十五年一月二十八日
東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号渋谷東口ビル二階
（甲）日本商工株式会社
代表取締役　山下　秀男
東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号渋谷東口ビル二階
（乙）ラン・ステーションｍｎ株式会社
代表取締役　山下　秀男
東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号渋谷東口ビル二階
（丙）アキュラック株式会社
代表取締役　吉田　浩和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年三月三十日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十七日
掲載頁　九十一頁（号外第一六三号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十六日
掲載頁　一〇八頁（号外第一六二号）
平成二十五年一月二十八日
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（甲）日本出版販売株式会社
代表取締役　古屋　文明
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（乙）お茶の水商事株式会社
代表取締役　本間　三也
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（丙）日販物流サービス株式会社
代表取締役　森山　正道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.palazzo.co.jp/nakbs.htm
（乙）http://www.palazzo.co.jp/nationalhdbs.htm
平成二十五年一月二十八日
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
（甲）ナックスタッフ株式会社
代表取締役　冨澤　満秋
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
（乙）株式会社ナショナルホールディングス
代表取締役　徐　東　湖

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年十月二十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二十七日
掲載頁　七十四頁（号外第九十七号）
（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二十七日
掲載頁　六十五頁（号外第九十七号）
平成二十五年一月二十八日
東京都中央区日本橋一丁目二番六号
（甲）廣屋国分株式会社
代表取締役　関口　信彦
東京都江戸川区西一之江四丁目一一番一四号
（乙）東京国分株式会社
代表取締役　山田　繁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年二月十五日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.faucet.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月七日
掲載頁　六十三頁（号外第二四二号）
平成二十五年一月二十八日
東京都新宿区富久町八番二一号
（甲）株式会社フォーセット
代表取締役　山田　睦
東京都豊島区南池袋三丁目一二番五号
（乙）株式会社ワイローズ
代表取締役　藤元　伸彦